

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度における特定事業活動振興計画に係る措置について、事業者が本措置の対象となる減価償却資産を記載する福島復興再生特別措置法の規定による報告に係る書類等を定めることとする。(第3条の2の2、第6条の2の2、第9条の2の2関係)
- 2 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、特定事業活動振興計画に係る措置又は新産業創出等推進事業促進計画に係る措置の適用を受ける場合に保存すべき書類等を定めることとする。(第3条の3の2、第6条の3の2、第9条の3の2関係)
- 3 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等について、対象となる開発研究用資産の範囲等を定めることとする。(第3条の5、第6条の5、第9条の5関係)
- 4 特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の2,000万円特別控除について、適用対象の見直し後の事業が記載されるべき東日本大震災からの復興のための計画を定めることとする。(第3条の7、第6条の8関係)
- 5 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用対象となる既存住宅用家屋等であることについて、税務署長の確認を受けるために提出すべき書類の記載事項を定めることとする。(第14条の2関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 7 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和3年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)